

広島県告示第九百三三号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十五年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	撤回年月日
社会医療法人里仁会白龍湖病院	三原市大和町和木一五〇四番地一	平成三五年二月一日